

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	学校施設の返還命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校施設の確保に関する政令第 4 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	学校施設の確保に関する政令第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>教育委員会は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、学校施設の確保に関する政令第 3 条第 1 項第 1 号に該当する場合 (法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合) 及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	学校施設にある工作物等移転命令
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校施設の確保に関する政令第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	学校施設の確保に関する政令第 4 条、第 15 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 教育委員会は、学校施設の確保に関する政令第 4 条の規定による返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。ただし、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日